

Title	古代大祓の基礎的考察
Sub Title	Basic problems of the ancient exorcism, Oharai (大祓)
Author	三宅, 和朗(Miyake, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1990
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.59, No.1 (1990. 3) ,p.33- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19900300-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代大祓の基礎的考察

三宅和朗

目次

一、はじめに
二、平安期の大祓をめぐる諸説

三、大祓儀の諸相
四、各大祓と罪穢
五、まとめ

注
別表

一、はじめに

古代において、六月・十二月晦日に、朱雀門前で百官の罪穢を祓う大祓の儀式が執り行われていたことは周知の通りである。しかし、この儀については、古代の天皇の位置付けとも関連する問題を内包すると思われるにもかかわらず、意外な程、分析された研究は少ない。⁽¹⁾それ

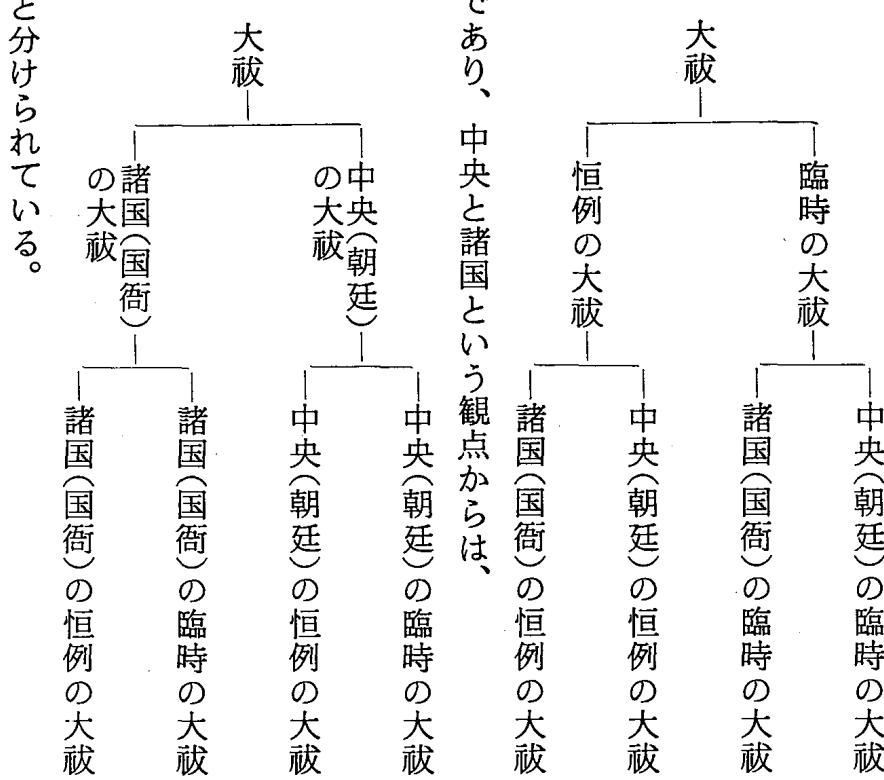
は大祓と関係の深いケガレやハレ・ケ・ケガレの問題についてには数多くの論考があり、研究の深化がみられていくのは著しく対照的であるともいえる。

そもそも大祓はどのような機会に施行されていたのであるか。この点に関して、梅田義彦氏は「中央の大祓には恒例・臨時の二種があり、また諸国の大祓は、すべて臨時であり、その範囲は、全天下にわたることもあるが、時により比較的狭い地域にとどまるものもあつた」⁽²⁾として、臨時大祓については、次のような整理を試みられている。⁽³⁾

（1）中央の大祓
（2）中央・諸国の大祓（諸国は、その全部に臨時がある場合と、小範囲の諸国の場合とが

(3) 諸国の大祓（天下諸国にわたる場合と、小範囲の諸国の場合がある。）

これに対し、三橋健氏は諸国大祓にも恒例の大祓が
あつたことを指摘され、大祓の儀は左のように分類でき
るとされた。⁽⁵⁾即ち、臨時と恒例に分けた場合は、



このうち、三橋氏の指摘にある諸国大祓に恒例の大祓があつたという点については、にわかには判然としないところであるが、それとは別に梅田・三橋氏の分類にも次のような問題点を提示することは可能であろう。それは、第一に、梅田氏が諸国大祓を天下諸国の大祓と「小範囲の諸国の場合」の大祓と区分している点である。この指摘自体は決して誤りではないが、「小範囲の諸国」とはより限定し、それなりの意義付けをなし得るのではあるまいか。⁽⁸⁾ 第二に、中央（朝廷）の大祓であるが、ここでの恒例、臨時の大祓はともに朱雀門前の大祓を指す如くであるが、平安朝の史料を繙いてみると、朱雀門前大祓以外にも、いずれも臨時の大祓であるが、建礼門前、八省院東廊、三所（紫宸殿前庭、建礼門前、朱雀門前）等々での大祓の事例が目に付くのである。確かに神祇令の規定や『続日本紀』（以下、『続紀』と略す）の大祓の記事からすると、梅田・三橋氏のような整理はそれなりに妥当といえるが、平安期——特に九世紀以降の中央の大祓は朱雀門前での恒例と臨時の大祓という区分けのみでは律し切れない複雑さをもつていたはずである。これを別言すれば、両氏の指摘は主として八世紀段階の大祓にはあてはまるとしても、九世紀以後の大祓について

ては、十分とはい難いよう思うのである。即ち、八世紀から平安朝への大祓の変容をどのように把えるのか——これが両氏の論文に対して指摘したい第二の点である。

以上のような問題状況のもとで、本稿では、梅田・三橋説について述べた第二の中央（朝廷）の大祓に関し、平安期の各種の臨時大祓を中心に言及し、第一の諸国大祓の問題については別稿に譲ることとしたと思う。

なお、本稿では、特に九・十世紀の大祓をその分析の対象の中心に据えた。それは、それ以前においては大祓関係の史料が些少であること、また、十世紀末までとしたのはあくまでも便宜的な区分に過ぎないことに基いている。従つて、論及の要があれば十一世紀以降の大祓例にも適宜触れたことをはじめに断つておきたい。

一、平安朝の大祓をめぐる諸説

朝廷で行われた大祓の場としては朱雀門前に限られておらず、平安時代には建礼門前等も利用されていたことは第一章に記した通りであるが、これについて従来の研究はどういうに理解していたのであろうか。ひとまず、

学説史に一瞥を加えておきたいが、この課題に取りくんだけ戦後の研究は皆無に等しいようである。従つて、ここでは遡つて近世から明治期の国学者の臨時大祓をめぐる学説を検討していかねばならない。

そこで、第一に取り上げたいのは本居宣長の説である。宣長は『玉勝間』十二で次の如くに述べている。⁽⁹⁾

師の祝詞考、大祓の解に、臨時の大祓は、建礼門にてあること、三代実録に見えたり、といはれたるを、おのれ後釈に、かの三代実録なるは、内裏の穢なるによりてこそ、建礼門にては行はれたるなれ、おしなべては、臨時のも、朱雀門にて有し也、といへりしも誤也、後に史どもを見るに、内裏の穢にはあらざるをりも、建礼門にて行はれて、おほかた臨時のは、いつもかの門前にして行はるゝ例なること、三代実録四十一の巻に見えたり

右の引用文からも明らかのように宣長の説は『玉勝間』に至るまでに二転している。はじめ、『大祓詞後釈』では「師」（賀茂真淵）の『祝詞考』における臨時大祓は建礼門で行われるとの説を批判して、内裏の穢で特に建礼門で大祓が行われたとしても、臨時の場合も朱雀門前が使われるのが通例であったとして、師説に従つてい

ない。ところが、『玉勝間』では『後釈』における自説の誤りを認め、『三代実録』の例から内裏の穢がなくとも建礼門で臨時の大祓が執行されるようになつたと指摘して、結局のところ、真淵説に同調するのである。

かかる宣長の臨時大祓は建礼門前大祓説に対し、鈴木重胤は「但臨時大祓と雖も尚主々しき事なるには、朱雀門にて行はれたりしなり、然れば天下に預らぬ朝廷の内々の事のみ建礼門にて行るゝ所なり」⁽¹⁰⁾として、朱雀門前大祓と建礼門前大祓とは別々の機能をもつものであつたと主張する。

この重胤の考えは近藤芳樹の『大祓執中抄』にも基本的に継承されているが、芳樹は二つの大祓の機能の相違を更にはつきりさせている。⁽¹¹⁾

もとより臨時のは、常例のとは異にて、集会の人も、穢に触たる限をめされて、諸司の官人の内にても、穢処に行至らぬは穢なきゆゑに、おのづから人の数もすくなくて、ひろく朱雀門につどへたまふにはおよばざれば、内裡をむねとして、建礼門にて行ひたまふは、さることなりけり。されども建礼門は、朱雀門の如き仗舎もなく門も広からぬゆゑ、諸司百官などの着べき所を、幄にて作らるゝが例なるを、…また同じ

臨時の大祓ながらも、凶服を除かん為、或は大嘗祭の時などの如きは、親王以下百官人、ことぐく集会して、またく二季儀におなじければ、朱雀門なることはんも更なり。かく罪穢のひろきと狭きと、集会の人のおほきとすくなきとによりて、けぢめあるを、…即ち、建礼門前の臨時大祓は小範囲の穢を祓うという機能をもち、「集会の人」も触穢の官人のみが参集するというもので、「罪穢のひろきと狭きと、集会の人のおほきとすくなきとによりて」朱雀門大祓とは「けぢめ」があつたとするのである。

また、こうして朱雀門前と建礼門前大祓の区別如何とは別に、重胤は八省院東廊大祓に着目している。⁽¹²⁾

又中古の書に、八省院東廊大祓と云事有り此は建礼門大祓両儀の時に東廊を用られたるを中古内裏焼亡て建礼門の未建ざる時などに在し事なり、又此八省院東廊大祓も八省院焼亡の後は又建礼門にて行はれたる也、其事百練抄文暦元年仁治三年の條に見えたりと或人云り

ここには、内裏焼亡の時には建礼門前に代つて八省院東廊が大祓の場となつたという指摘がある。八省院東廊大祓について言及した論として注目しておきたい。

このようにみてくると、近世から明治にかけての諸家の

代表的学説から、平安朝の大祓について、いくつかの

論点が浮び上がってくる。それは、（イ）平安朝に臨時大

祓は建礼門前で実施されたとするか（真淵・宣長）、朱

雀門・建礼門前の双方でなされたのか（重胤・芳樹）、

（ロ）もし、後者の説に依拠した場合、朱雀門前大祓と建

礼門前のそれとの性格の違いはどのようなものであった

といえるか、（ハ）八省院東廊の大祓の位置付け——の三

点である。勿論、問題は上記の点に尽きるものではない

が、大祓をめぐる一通りの問題点が提起されていてこと
は確かといえよう。以下では、この三点を念頭に置いて、朱雀門前大祓等、各種大祓の儀式次第を詳しく検討
していきたいと思う。

三、大祓儀の諸相

イ

神祇令大祓条には次のように朝廷の恒例大祓を規定している。

凡六月十二月晦日大祓者。中臣上御祓麻。東西文部上祓刀。読祓詞。訖百官男女。聚集祓所。中臣

宣祓詞。ト部為解除⁽¹⁴⁾。

この条文のうち、前半部分が内裏で行われる二季晦日御贍儀を、後半が恒例の大祓儀を指すことは既に説かれている通りであろう。

そこで、はじめに御贍儀からみていきたい。御贍儀は天皇（中宮・東宮）に対する祓であるが、その行事次第を『儀式』五、『延喜式』（以下、『式』と略す）一、『清凉記』⁽¹⁸⁾（『江家次第』七、所引）によつて整理すると、左の通りである。

（一）縫殿寮官人が荒世・和世の御服（「豆々志呂比御服」）を持って内裏に参入し、内侍・縫司の女官を経て藏人（『清凉記』では中臣女）がこれを天皇に奉る。天皇は氣息をつけて返す（『儀式』、『式』にはこの部分を欠く）。

（二）中臣が御麻を捧げ、中臣女がこれを受けて天皇に奉る。天皇は自ら取つて御体を撫でる。⁽²⁰⁾終わるとト部が御麻をとり祓所（朱雀門前）に向う。

（三）東西文部が横刀を捧げ、中臣女がこれを受けて天皇に奉る。天皇は氣息をつけて返す。この時、祓詞（「東文忌寸部献横刀一時咒准此」）が読まれる。

(四) 中臣等が荒世・和世を奉る。この荒世・和世で中臣が天皇の御体を執り量る（五度）。『清涼記』では荒世・和世に代って「竹夜」を以つてし、その量り方は「先量^ニ身長、次量^レ自^ニ両肩^ニ至^ニ御足^ニ、次左手、自^ニ脣中^ニ至^ニ指末^ニ、次量^ニ左右腰^ニ至^ニ御足^ニ、次自^ニ左右膝^ニ至^ニ足爪^ニ」とある。この儀は特に「節折」と呼ばれる。⁽²¹⁾

(五) 宮主が坩を取り、中臣に授ける。中臣女はこれを受けて天皇に奉る。天皇は坩の中に口氣を放つ。⁽²²⁾終ると、皆退出し、河上で解除を行う。

この儀は中宮・東宮に対しても行われるが、その場合は天皇の御贍儀と異なり、(三)の東西文部の横刀献上の件を欠いたものとなっている。また、御贍儀には、二季晦日御贍儀以外に毎月晦日御贍、六・十一・十二月の一 日も八日の御贍祭及び天皇一代に一度だけ行われる羅城御贍があった。なお、『年中行事秘抄』、『師光年中行事』、『天暦三年五月廿三日神祇官勘文』(『平安遺文』四九〇五)には御贍祭が弘仁五年(八一四)、嵯峨天皇の不予以際し、はじまつたという説がみえる。

次に恒例の大祓儀は以下の如くである(『儀式』五、『式部記文』(『法曹類林』二百、所引)による)。

(一) 六・十二月晦日、午四刻(午後〇時半)、神祇・宮内・縫殿等の官人が内裏の延政門外に候し(御贍儀)、百官が祓處(朱雀門前)に会集する。これより先、神祇官が朱雀門前の路(二条大路)の南に祓物を列べ、所司が各座を朱雀門及び東西の仗舎に設ける。

(二) 未一刻(午後一時)、刀祢(諸司六位以下の官人)に札を進めしめて造簿がはじまる。式部は文官、兵部は武官、中務は縫殿・治部の雅楽歌女・大蔵の縫部女の簿を造る。

(三) ト部が内裏から御麻を捧げて祓所(朱雀門前)に到着するとそれに祓の稻を挿む。

(四) 大臣が「常乃任爾任令^レ祓」と宣すると、諸官人は座を起ち列立する。

(五) 神祇官が官人に切麻を頒ち、中臣が「祝詞」(「六月晦大祓准^レ之」)を読む。次に大麻を行い、五位以上の切麻を撤して大祓の儀は終了する。⁽²⁵⁾なお、臨時の朱雀門前大祓もこれに準じて行われる(『儀式』五に「但臨時大祓者不^レ令^レ申ニ刀祢數札^一直令^レ進」とある)。

このように恒例の大祓は内裏における天皇の祓として

の御贍儀と宮の正門の朱雀門前に参集せしめられた百官人男女への祓としての大祓儀からなつていた。養老職員令に基づく二官八省の四等官の定員が三三一人であり、これに伴部までを含む総定員数は六四八七人であつたことからしても、朱雀門前に参集の「百官男女」（神祇令、大祓条）はかなりの人数に及んでいたと推想される。かかる天皇——百官人を祓うという形式が律令国家の中央政治機構を象徴するものであったことはいうまでもあるまい。

ところで、大祓儀はいつ頃はじまつたのであろうか。史料の上での初見は『続紀』大宝二年（七〇二）十二月壬戌条の「廢_二大祓」。但東西文部解除如_レ常²⁷であったことからしても、朱雀門前大祓が大宝令に制定されたことは確実である。金子裕之氏は平城京から出土する人形・土製模造品・人面土器・土馬などの遺物が直接間接に大祓と関連するものであつたと推定し、同様の遺物が藤原京においても見出されることを指摘されている。²⁸注目すべき見解といえよう。従つて、大祓が律令制形成期の七世紀後半に成立することはまず間違いないところであろう。²⁹

一方、後の時代の実施に目を転ずると、朱雀門前大

祓は十世紀後半の円融朝には衰退するとの説³⁰がある。その証左として、『小右記』天元五年（九八二）六月己丑条に「今日大祓所公卿一人不_レ參、仍以_ニ右少弁惟成_一為_ニ上代_一被_レ行_レ之、内侍等稱_レ陣_一不_レ向_ニ祓所、仍以_ニ女史_一為_ニ内侍代³¹」とあるのが、指摘されている。しかしながら、この史料から、右の見通しを導き出すことが果して可能であろうか。山中裕氏が述べられているように、大祓儀が「北山抄」、「江家次第」に詳述されているところを見れば、そうは考えられない³²との見方に従うべきであるまい。平安期の大祓に官人不參がしばしばあつたことは事実であるが、山中氏のように解した方が大祓の実施事例とも吻合するよう思うのである。

口

次に建礼門前大祓について。内裏正門の前で臨時大祓が行われていたことは、その実例が六国史等に数多く見出されるが、儀式書・故実書の類には手がかりは乏しい。わずかに『式』に関連するかと思われる規定が二つある。

(一) 凡臨時大祓所。立_ニ五丈_一幅_ニ二字。七丈_一幅_ニ一字。
設_ニ弁官座_一。五丈一宇設_ニ參議已上一人座。一字。 (『式』三十)

(二) 凡臨時大祓日。設_ニ公卿并弁外記。史。史生。官掌。召使及祝詞等座。

(『式』三八)

(一) について、宣長は『大祓詞後釈』上で朱雀門前大祓の時には大藏省の幄を立てることがない^{〔る脱カ〕}ので、「他所にて行はることもあるにや」と指摘している。^{〔33〕}但し、その具体的な場所がどこであったかについての言及はしていない。この宣長説を一步前進させたのが近藤芳樹で、幄の舗設に関する次の二史料に着目して、建礼門前、朱雀門の大祓に幄が使われていたことを主張している。^{〔34〕}(イ)『三代実録』元慶六年(八八二)四月甲午條に「於_ニ朱雀門前_ニ修_ニ大祓_ニ以_ニ去八日大膳職人死。十日大藏省人死。平野。松尾。賀茂祭等停止_ニ故也。臨時大祓於_ニ建礼門前_ニ行_レ之。因_レ穢不_レ可_レ用_ニ大藏省幄_ニ」仍用_ニ朱雀門_ニ也^{〔35〕}とあるので、「建礼門の大祓のをりも、此幄を用らるゝことが」知られる、(ロ)朱雀門前大祓の際の幄使用の規定は『式』にないが、『式部記文』に「六月十二月二晦。百官会集。其日平旦大藏木工掃部。張_レ幄鋪_ニ設_ス於大伴壬生_ニ門間大路_ニ各有_ニ常儀_ニ。と見ゆ^{〔36〕}」として、朱雀門前「大祓の儀は、百官みな西向ゆゑ、前を開きて後を閉む為に、この二門(大伴(朱雀)門と壬生門のこと——引用者注)の間を幄にて塞ぐ也。こはふるくより

ありし例か、また常時にはじまりしことか、いまだ考えず」と述べている。

この宣長・芳樹説では、(一)の史料にみる三字の幄を宣長が朱雀門前大祓以外の「他所」大祓のものとした点、芳樹がそれを建礼門前大祓の時に使用されたものとした点(イ)については異論はない。前掲の『三代実録』の記事からしても、建礼門前大祓に大藏省の幄が張られていたことは動かし難いよう思うのである。それに対して、芳樹説の(ロ)については再考の余地がある。なぜならば、(一)にみる「五丈幄二字」とは参議以上一人と弁官の座であるが、少なくとも『儀式』五によると、参議の座は朱雀門壇上に斑幔を隔てて設けられており、(一)とは合致していないからである。恒例の大祓の形をほぼ踏襲する朱雀門前の臨時大祓において、もし、参議・弁官・諸司の座に特別に幄が設定されたとしたならば、その理由も改めて問われねばならない。「式部記文」からして、朱雀門前の臨時大祓の時にも幄が敷設されることが定例化していたとしても、それは(一)の如き状況とは相違するものであったと考えるべきであろう。

次に(二)の規定であるが、従前に(二)を建礼門前

の大祓に結びつけて解釈した学説は管見に入らなかつた。しかしながら、これも（一）と同様に、建礼門前大祓の一規定とみなしてよいのではあるまいか。というのは、（二）と同じ『式』三八に「晦日大祓。朱雀門壇上設公卿及弁中務。式部。兵部弁女官座。左右仗舎六位已上座。但祝詞者在庭中。十二月亦同」とあるのが恒例の朱雀門前大祓を指すことはいうまでもないが、これを（二）と比べると、その座の設定対象者が大きく異なっていることに気付かれるからである。（二）で座を設けられる公卿・弁・外記・史・史生・官掌・召使・祝詞（師）は、むしろ（一）の建礼門前の大祓に參集すべく幄が定められているメンバーと同一であつたといえよう。

かくして、『式』にみる（一）（二）にみる臨時大祓とは、具体的には建礼門前大祓を指示していたことが明らかになつたと思われる。もつとも、（一）（二）には「臨時大祓」とはあつても建礼門前の語はみえないでの、以上の考証はあまりにも短絡に過ぎるとして非難されるかもしれない。しかしながら、（一）（二）が朱雀門前の大祓（臨時大祓も含む）と一致していなことは確かであるし、後述の八省院東廊等の大祓を指すとも考えにくい

と思われる。⁽³⁷⁾従つて、『式』の（一）（二）は建礼門前大祓の次第を定めたものと解して論を先に進めたい。

ところで、『式』から知られる建礼門前の大祓とはどのようなものであつたろうか。（一）（二）の規定そのものが短文であるために、窺知される内容に限度があるが、その第一として、建礼門前大祓は臨時に実施されるものであつたことである。これは後述の諸史料による実例がすべて臨時大祓であつたことと対応している。第二に、その參集者は參議以上一人（上卿）・弁官・外記・史・史生・官掌・召使・祝詞（師）程度で、女官はもとより、朱雀門前大祓の如き多數の参列者がいなかつたことである。その点からすれば、近藤芳樹が「集会の人」の多寡によつて朱雀門前と建礼門前の大祓には「けぢめ」があつたと述べていたのは正鵠を射た見解⁽³⁸⁾といつてよいであろう。第三に、天皇の出御を示す記事として『日本紀略』（以下、「紀略」と略す）寛平九年（八九七）七月八日条に「天皇御_ニ建礼門行_ニ大祓⁽³⁹⁾」とある。かかる天皇出御の史料の存在を他に知らないが、天皇の出御の有無はともかくも、該大祓が内裏正門の建礼門前を儀場としていたことから、天皇及び天皇が住まわる内裏を祓う役割を担つていたことは認められてよいであろ

う。

以上、建礼門前大祓の内容を十分に明らかにし得たとはいひ難いが、これには後述の八省院東廊大祓とかかわる点があるので、先の議論はひとまず撇くこととして、次にその成立時期について考えてみたいと思う。これについては、結論を先回りして述べると、建礼門前大祓の開始は九世紀前半であったと推定している。それは、六国史と十世紀末までの諸史料にみえる臨時大祓の中で執行された場所が明示されているものを整理した「別表」（本稿末尾に付載）からも知られることであるが、天長三年（八二六）正月の「（建礼門）南庭」大祓（「別表」①）が当該例の史料上の初見であることが留意されるからである。史料の初見が建礼門前大祓の嚆矢と直ちに結び付くわけではないことも確かである。しかしながら、やはり、九世紀前半が画期であったと思うのは以下の理由も併考したいからである。

まず、第一として、大祓の場としての建礼門前の成立という問題がある。内裏の南門の建礼門が明確化するの内裏が朝堂院から分離した長岡宮の段階からとするのが順当なところであろう。更に厳密にいえば、『続紀』延暦八年（七八九）二月庚子条に「移レ自ニ西宮。始御_ニ

四一（四二）

東宮」とあるのが朝堂院から分離した内裏（東宮）の造営を意味することからしても、七八九年以後といふことになろうが、いずれにしても八世紀末という時期が建礼門前大祓の成立としては一つの目安となる。しかも、この建礼門の成立については別の観点からも看過できない面をもっている。というのは、十世紀以降の貴族・寺社の日記・記録類から窺われることであるが、穢は道路の如き空間には伝染しないとされていたのに対し、垣で囲まれた家屋のような閉鎖空間には穢が及ぶものであったことが指摘されているからである。しかも、その閉鎖空間では門が重要視され、同じ垣内に複数の家屋が存在していた場合は別々の門でなければ穢は波及する、即ち、「家であるか否かの判断の基準が門があるかないながら付くわけではないことも確かにあつた。従つて、門には「忌札」や「穢札」が張られていたことも十分納得される。門は穢の侵入を阻止する場でもあったのである。「門が人体における顔のよう、家全体を象徴する存在」との山本幸司氏の指摘⁽⁴⁴⁾は正に傾聴に値するといつてよいであろう。この門と穢の関係を念頭に置くと、長岡宮で内裏が朝堂院から分離し、内裏の正門として建礼門という独自の門をもつに至つたことの意味は決して小さくはないと思う。

のである。

第二に、建礼門前大祓の成立を知る手がかりとして、同門前で行われた大祓以外の儀式の一つとして大射（射札）を取り上げてみたい。⁽⁴⁵⁾ 大射とは正月十七日に群臣が建礼門で射芸を行うのを天皇が観覧する行事であるが、『続紀』から『三代実録』に至る間、大射の実施された場所を調べてみると、平城宮では大極殿閣門（「南門」⁽⁴⁶⁾ 「大極殿南門」⁽⁴⁷⁾ 「閣門」⁽⁴⁸⁾ ）において執り行なわれている。平安宮では、はじめ朝堂院・馬埒殿・建礼門前等が併用されて儀場が一定していながら、弘仁六年（八一五）以降は豊楽院にはば固定化し、貞觀七年（八六五）からは元慶七年（八八三）の例（豊楽院）を唯一の例外として建礼門前に定着するのである。この一連の変化で興味深いのは、九世紀後半には建礼門前の儀となつた大射であるが、大射が最初に同門前で行われたのが延暦二四年（八〇五）であり、⁽⁴⁹⁾ 貞觀七年までの間にかかる例は四例を検出できるだけであったことである。大射と建礼門前大祓とを単純に同一視することはできないとしても、大射の問題から、建礼門前が儀場として十分活用される時期は同門の成立より少し遅れ、九世紀に入つてからとみるべきではあるまいか。また、それと同時に、大射が平

城宮では大極殿閣門で行われていた点も示唆的である。この事実は建礼門の源流が奈辺にまで遡るのかを察知する手がかりとなるであろう。

以上の点を考慮して、建礼門前大祓は長岡宮における内裏空間の朝堂院からの分離独立をうけて、内裏内の淨化を目的として、九世紀前半には成立していたと判断したいと思うのである。そして、この大祓は「別表」からも十世紀中頃から徐々に実例数が減少していくことが読みとれるのであるが、それについては次節で、建礼門前大祓と関連の深い八省院東廊大祓について触れてから改めて論究したい。

ハ

八省院東廊大祓については『江家次第』十二に行事次第を見る。また、『兵範記』仁安二年（一一六七）十月庚子条⁽⁵¹⁾にも八省院東廊大祓の記事があり、合せて参照されるところである。両史料から復元される大祓儀は以下の通りである。

（一）八省院東廊の東北角に大幔を引いて、上卿・弁・外記・史・彈正・二省⁽⁵²⁾・神祇官の座を鋪き、修明門の南に祝師の座を鋪く。

(二) 上卿が昭訓門より参着、次いで弁以下が着座する。

(三) 祝師が上卿・弁の座に祓物を置き、百部（ほどかづら）の笪蓋に入れる。ト（下）部が上官の座に祓物を置く。

(四) 祝師が着座し、「禊詞」を読むが、それが「八張⁵⁴」に及ぶ頃、上卿以下が縄を解く。⁵⁵ 次に祝師は大麻を上卿・弁に奉る。上卿等は祝師に持たせながら、「一撫一吻」して返す。終わって退出する。

この大祓の儀はこれまで述べてきた朱雀門前大祓及び建礼門前大祓と比較すると、その参列者が上卿・弁・外記・史・彈正・二省・神祇官・祝師であつたことからして、後者に近い内容をもつていたことは明らかといえよう。少なくとも八省院東廊大祓が建礼門前大祓と親縁關係にあつたことは右のことからも疑いないのでないかと考えるが、そもそも八省院東廊大祓が建礼門前のそれの代替としてはじまつたふしがあることに注意を喚起したい。

それは第一に、八省院東廊大祓の初見史料に注目するからである。『三代実録』貞觀元年（八五九）九月壬子条に「雨。大祓於八省院東廊。為大嘗会近也。依雨

行事。故用「東廊」（〔別表〕²⁹）とあるが、この記事は大嘗祭を間近にひかえて大祓を行おうとしたところ、雨により儀場を八省院東廊に代えたということであろう。その際、ここで、本来の大祓の場として予定されたのは建礼門前ではなかつたであろうか。このことはやや回りくどくなるが、次の点から裏付けられるようと思ふ。それは貞觀元年のケースでは大嘗祭を前に九月十日に朱雀門前で大祓がなされ（『三代実録』貞觀元年九月壬戌条、〔別表〕²⁸）、その二十日後に同じ目的で八省院東廊大祓があつたことに留意されるからである。同様な事例として、(イ) 元慶元年（八七七）八月～十一月にかけて大嘗祭前にはじめに朱雀門前で大祓が修され（⁷⁷⁷⁸）、引き続いて建礼門前で大祓が行われているらしい（⁷⁹）こと、(ロ) 仁寿二年（八五二）壬八月には斎王の群行を前に二四日に建礼門前大祓（¹⁴）が、三十日には朱雀門前で大祓（¹⁵）が「故重有「此祓」」として行われていたことがあげられる。即ち、(イ) の例から、まず朱雀門前大祓で宮全体を祓淨し、次いで内裏を祓うというように、いわば同心円状に淨化がなされていた（ロ）の場合はその順が逆である）ことに気付かれるのである。とすれば、貞觀元年の八省院東廊大祓の場合も

もとは（イ）の例と同じく朱雀門前→建礼門前の順番で大祓がなされるはずであったのが、雨により建礼門前大祓が八省院東廊へ儀式の場を変更せしめられたと解されるではあるまいか。なお、『北山抄』六に仁王会前の大祓に関して「先一両日有^ニ大祓事、於^ニ建礼門前^ニ行^レ之、⁽⁵⁷⁾檢^ニ校^ニ參議^ニ行^レ事、兩儀、於^ニ八省東廊、有^ニ此事^ニ、…」とあるのも、この見方を裏付けてくれよう。

第二に、八省院東廊という場所の問題である。平安宮の八省院東廊とは内裏にも近い八省院の東北角の廊であり、しかも祝師の座は建礼門の西隣の修明門の南に当たっている。八省院東廊が建礼門前に代わる大祓の場としては決して不自然ではないといえよう。また、八省院の東北角という地点が特に選定されていたのは当該地が内裏に近接していたという以外に鬼門（艮）の方位であつたことからも陰陽道の影響を考えねばならぬかも知れない。

第三に、「別表」によると八省院東廊大祓は貞觀元年九月例（⁽²⁹⁾）以後、しばらくその実例をみない。しかし、天德元年（九五七）六月に実施された（⁽³⁵⁾）後は十世紀末葉にかけて例数は増加の一途をたどる。これに反比例して建礼門前大祓の事例数が減少していることも窺

えよう。このような観察がなされるのも、鈴木重胤が既に指摘⁽⁵⁹⁾していたことであるが、十世紀以降に内裏に罹災があつたことと関係があろう。十世紀末までを限つてみても、天徳四年（九六〇）九月に内裏が焼失したのをはじめ、内裏の焼亡は四回を数え、また、永祚元年（九八九）八月には大風により建礼門が転倒するという事態もおこっている。こうした内裏の罹災が大祓の場として建礼門に代つて八省院東廊が利用されるようになった原因と考えられよう。従つて、八省院東廊大祓は当初、雨により建礼門前大祓の代替として行われたが、後に内裏焼亡等を契機として本格的に用いられるに至つたと思うのである。

このように八省院東廊大祓が建礼門前大祓の代用であつたとすると、『式』の二規定からからうじて知られるに過ぎなかつた後者の大祓の内容は八省院東廊大祓から未知の部分を復旧することが可能になるはずである。例えば、前述した『江家次第』十二による次第の（三）（四）などは建礼門前大祓でも同様であつたと推想され、新たな知見として付け加えられよう。また、八省院東廊大祓の起源も建礼門前大祓が九世紀前半に開始されたことからすれば、やはり同じ年代が上限となろう。

該大祓の史料上の初見が貞觀元年であったこととも矛盾しないのである。

以上、縷々述べてきたところから、平安期の大祓には二型三種があつたことが明らかになつたと思う。その一つの型は律令制成立期にはじまる朱雀門前大祓であり、天皇に対する御贍儀、百官人に対する大祓儀を通して、天皇・百官人及び宮城全体を祓禳する。もう一つは九世紀前半からの建礼門前大祓とその代替としての八省院東廊大祓で天皇及び内裏空間の大祓を中心とするものであつた。この二型の大祓が系譜を異にしたものであることはこれまでの議論からも明白であろう。ここでは、前者を朱雀門前型大祓、後者を建礼門前型大祓と呼ぶこととして、更に各大祓のもつ意義について論及していくきたいが、その前に三種の大祓とは別の大祓が諸史料に散見しているので、それを先に紹介して上記の二型の大祓とどのような関係に位置付けられるのかについて述べてみたいと思う。

二

（一）今日於紫宸殿、建礼、朱雀等門前、可有大祓、為除疫也、神祇官人參入自長樂門云々、南殿前左衛門督、誠信、建礼門前右大弁、忠輔、朱雀門前右中弁、説孝、外記皆病不參、仍以右大史文守永為外記代、夕帰宅、
（『伏見宮御記録』⁶² 長徳四年（九九八）七月辛酉条）

（二）於三所ニ有三大祓事。依天下疱瘡事也。權中納言藤季成卿定三日時。今日甲申。時戌二点。

内裏 権中納言藤季成卿 左大史清原景親

建礼門 參議藤清隆卿 権右中弁藤朝隆臣
外記清原景兼 権少外記惟宗重憲 右少史中原頼季

朱雀門 清隆卿 少外記惟宗忠業

〔別表〕から、三種の大祓以外の存在として、まず指摘されるのは、紫宸殿南庭・建礼門前・朱雀門前の三所

〔本朝世紀〕（以下、『世紀』と略す）康治二年

⁶³

右によると、紫宸殿前・建礼門前・朱雀門前に上卿・弁官・外記・史が参集し、それに神祇官人が加わって大祓がなされたようである。それは紫宸殿→建礼門→朱雀門へと内裏の外へ向かって三重に净化がなされていることからも、何よりも内裏中心の大祓であったこと、また、その参列者の顔ぶれが少人数に留まっていたことの二点から、三所大祓を建礼門前型大祓の範疇に含めることができるであろう。三所大祓が建礼門前大祓を三箇所において行うという形からしても、建礼門前大祓の発展したものと把握しておきたい。然れば、その行事次第も先の八省院東廊大祓とほぼ同一と考えて差し支えないであろう。

ところで、三所大祓の成立については、貞觀五年の例が史料上の初見であることが一つの糸口となるが、延喜十五年（九一五）十月に行われたケース（¹⁰⁵）も参考となろう。即ち、『紀略』延喜十五年十月癸卯条には「已一点。於紫宸殿大庭。建礼門。朱雀門等三所有三大祓事。為除_ニ抱瘡。又依_ニ仁寿三年。貞觀五年例_ニ也」として、先例に仁寿三年（八五三）と貞觀五年例があげられている点である。仁寿三年にも抱瘡流行があつたことは『文德実錄』仁寿三年二月条に「是月。京師及畿外多患

抱瘡。死者甚衆。天平九年及弘仁五年有_ニ此瘡患」とあることからも明瞭であり、同年にその記事はないものの三所大祓が実行されたことは十分に推定されよう。そして、先の『紀略』の記事をそのまま信用すれば、仁寿三年こそが三所大祓が行われた最初の年であり、それ以前の抱瘡流行の弘仁五年（八一四）ではかかる大祓は未成立であつたとも解釈できる。いずれにしても、三所大祓が建礼門型に属していたことからも、遅くとも九世紀中頃には成立していたとみておきたいと思う。

平安宮内で行われた大祓としては他に会昌門前大祓がある。「別表」では貞觀八年（⁴⁶）と貞觀十年（⁵⁷）に実施されたのみである。会昌門は應天門のすぐ北の門であるが、この二度の大祓は貞觀八年の應天門の変で炎上した同門のケガレを净化する意図と二年後の再建に際して行われたものであつた。前者に「会三百官」（『三代實錄』貞觀八年壬三月丁卯条）とあるので、百官人の参列があつた朱雀門前大祓と同一形態とみてよい。しかし、その一方で、後述の如く、このような失火穢の場合では建礼門前大祓（あるいは八省院東廊大祓）が行われるのが通例であることからすれば、百官人の参加はこの場にふさわしくない一面もある。会昌門前の大祓は前後に

例をみないものであるので、多くの推論を積み重ねることとは慎まねばならないが、結局のところ、会昌門前大祓とはやや特殊な大祓であり、朱雀門前型と建礼門前型の両様の特徴をもつていたとするのが妥当なところではあるまいか。

最後に京内で行われた冷然（泉）院南大庭・南路の大祓

〔別表〕⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾と羅城門前大祓⁽³¹⁾について簡単に触れておきたい。前者の冷然院は平安宮に東側に隣接してあり、文徳天皇は斎衡元年（八五四）四月に梨下院より遷御して以来、死去（天安二年（八五八）八月）まで一貫して御在所としていた。⁽⁶⁵⁾この冷然院での大祓が内裏の祓を軸とする建礼門前型大祓の準用であったことは想像に難くないところであろう。従って、当該大祓を建礼門型の一類型とすることには特に異論は生じまい。京正門である羅城門前での大祓については、『式』四二（左右京職）に大嘗祭前と斎王群行の時に大祓が行われるとて、「官人率ニ坊令坊長姓於羅城門外」東西相對分列。⁽⁶⁶⁾左京西面北上。朝使者坐中央南向。訖即解除」との条文がある。〔別表〕では貞觀元年十月の大祓⁽³¹⁾が大嘗祭を前に執行された唯一の例である。これは九月に朱雀門前と八省院東廊で大祓が行われて宮及び内裏の穢が朱雀門に会集して、過去「一年間」の罪穢を祓い、「新年」

われた後、更に十月の羅城門大祓で官人が坊令・坊長・百姓を門外に参集せしめて京内の罪穢を祓禳するというものであろう。ここにも重層的な祓がみられたことに注意しておきたい。

木

本節では大祓の実施の日・時という観点から、各大祓の類型化を試みたいと思う。〔表1〕は〔別表〕の大祓例が何日に行われたかを六国史の時代とそれ以後に分けて整理したものである。諸例はいずれも臨時の大祓であるが、このうち、朱雀門前大祓と建礼門前大祓を比較すると、前者の場合、二九・三十日（晦日）に行われる例が多い（全体の五六パーセントを占める）のに対し、建礼門前大祓にはそのような特徴が見出し得ないという事実に気付かれる。朱雀門前の臨時大祓が晦日に多いということについては、そもそも朱雀門前の恒例大祓が六・十二月の晦日に実施されていたことが想起される。民俗学者が説くところの、一年を六月を境に二期に分けるといふ一年二期区分説⁽⁶⁷⁾を勘案すると、恒例の大祓とは「年」の改まる節目の日である六・十二月晦日に、百官人が朱雀門に会集して、過去「一年間」の罪穢を祓い、「新年」

〔表1〕

計	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	日	
22	7	8	1								1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	A	朱雀門前		
17	2	5	2	1	1	1										1		2	1	1									B			
65	5	6	2	2	2	3	3	3	4		1	1	1	10	8	2	1	5	1	1	2	1	2	1	2	A	建礼門前					
61	1	1	3	4	1	2	3	5	3	1	3	2	2	2	15	1	1	1	3	2	3	1	1			B						
1	1																								A	八省院廊						
24		1	2	1	1	1	1								1	1	4	1	1	1	2	1	3	1	1		B					
1			1																						A	三所						
6		1													1	1		1									B					

(注) Aは六国史(『後紀』～『三代実録』)の時代、Bは六国史以後として区分けして表示した。

を迎えるということに他ならない。この見方を援用すれば、朱雀門前の臨時大祓が晦日に多いことも見当が付くのではあるまいか。恐らく、そこには月の晦日乃至はその前日を期して、一ヶ月間の宮内の罪穢を祓禳するという発想が存在したのであろう。それに比べると、建礼門前大祓にはその実施日が特定日に集中する傾向が少ない。⁶⁸⁾これは、後述の通り、平安期に強く忌避された死穢などの発生に対する内裏の浄化策として建礼門前大祓がなされたことと関係があるうが、ここで差し当たって指摘しておきたいのは、朱雀門前大祓と建礼門前大祓とは施行日が大きく異なつていてことである。この点からも、前述の朱雀門前型大祓と建礼門前型大祓の相違が認められてよいであろう。そして、それと同時に、八省院東廊・三所大祓の期日にも一定の特徴を見出し得ないことも留意される。これは両大祓が建礼門前型大祓の仲間にに入ることを示唆していくといえよう。

次に大祓が行われる時刻を検討してみよう。朱雀門前の恒例の大祓については、『式』一に「右晦日申時（午後四時——引用者注）以前。親王以下百官会集朱雀門ト部讀二祝詞。」とあり、儀式書の類からはより詳しい時刻を知ることができる(〔表2〕参照)。それによる

〔表2〕

諸司会集	式部記文	儀式	北山抄
大臣以下五位 以上就座	午四刻 (午後○時半)	未一刻 (午後一時)	酉刻 (午後六時)
	未四刻 (午後二時半)		

朱雀門大祓の開始時刻は概ね夕刻であり、しかも、これは時代が下がるにつれて徐々に遅れる傾向にあつたことがわかる。因にいくつかの例をあげてみよう。『九条殿記』大祓事(天慶二年(九三九)六月廿九日⁽⁶⁹⁾)をみると、九条師輔が朱雀門に参向したのは「酉一点」(午後五時)であったが、内裏からの御贍物の到来が遅れ、ようやく「戌一点許」(午後七時頃——引用者注)御贍物持來、同時初解除之であり、終つて退出したのは「戌二点」(午後七時半)であった。また、『小右記』正暦元年(九〇〇)十二月辛未條では実資が朱雀門に向かつたのは「戌時許」(午後八時頃)であり、いずれも『式』や「表2」にみる大祓の時刻より大幅に遅延しているのである。⁽⁷⁰⁾

これは何も恒例の大祓に限つたことではない。臨時の朱雀門大祓も夕刻になされていたことは、天暦九年(九五五)正月の例(⑬)が「申刻」(午後四時)であり、寛弘八年(一一〇一)九月の大祓では同じく「申刻」に行われ「酉剋許」(午後六時頃)には終了していた例からも窺知される。

いざれにしても、上記の諸例から、朱雀門前大祓は、その時刻が平安期に官人の大祓への不参・遅参と並行して多分に遅れることはあつたが、本来、夕方に行うものであつたことが察せられる。⁽⁷¹⁾ 大祓詞の中にも「……今年六月晦日夕日降乃大祓尔、祓給比清給事乎、諸聞食止宣。……」とあることや、大祓の儀式次第では大祓詞を読む祝師の座が西面とされていた(『北山抄』二)のをはじめ、朱雀門壇上の大臣以下の座及び東仗舎の外記以下の座がいずれも西面であった(『儀式』五)ことなどは右と密接するものと思われる。そして、これに大祓詞に罪穢が「大海原」から「根国・底之国尔坐速佐須良比咩」のもとへ流されていくとあることをも重ね合せるならば、そもそも、大祓が夕刻に行われるというのは太陽が海原に没する頃合こそ罪穢の解除に最もふさわしいと考えられていたことに由来するのではないだろうか。

ところで、建礼門前大祓の場合を調べてみると、「申時」（午後四時）という例⁽⁹⁷⁾⁽¹¹²⁾⁽⁷³⁾も確かに存する。しかし、その一方で、天慶元年（九三八）四月の大祓では陰陽寮官人がその時刻を「巳二刻」（午前九時半）と勘申している例⁽⁷⁴⁾⁽¹¹⁴⁾や天慶五年壬三月の大祓のように「午二点」（午前十一時半）に行われたとするもの⁽⁷⁵⁾⁽¹²⁰⁾等があつたことは注目される。これからすると、建礼門前大祓は必ずしも夕方になされることは定まっていなかつたようと思われるのである。

この事情は八省院東廊大祓についてもあてはまる。正暦元年（九九〇）九月の例⁽⁷⁶⁾⁽¹²³⁾では「晚景」に臨んで行われ、「戌二刻」（午後七時半）に終了しているし、『小右記』正暦四年五月辛丑条にみる大祓も、やはり「晚景」に実資が東廊に着座して始まっている。しかしながら、かかる例がすべてではなかつたことは次の事例が教えてくれる。長保三年（一〇〇一）三月の大祓では「寅時」⁽⁷⁷⁾（午前四時）、寛仁元年（一〇一七）十月の場合は「巳剋許」⁽⁷⁸⁾（午前十時頃）であった。これ以上の挙例は繁雑になるので省略に従うこととしたが、右からみても、八省院東廊の大祓実施時刻は朱雀門前大祓と比べて不定であつたとせねばならないであろう。

三所大祓は実際例が少ないが、知られる限りを列記してみると、「巳一点」（午前九時、⁽¹⁰⁵⁾）、「未一剋」（午後一時、⁽¹⁰⁸⁾）、「戌二点」⁽⁸⁰⁾（午後七時半）の例がある。かかる例からしても、この大祓もまた、一定の時刻に行うものではなかつたといえよう。

このようにみてくると、各大祓の施行される日時には差異があつたことが首肯されよう。即ち、朱雀門前大祓は月の晦日の日没の時刻になされるものであつたと判断されるのに対し、建礼門前、八省院東廊、三所の大祓の場合にはいずれも日時を特定するという慣例が生れていなかつたらしいということである。そして、ここからも各大祓を朱雀門前型と建礼門前型の二型に分類できるであろうし、また、実施日時の問題は両者を区分する基準の一つになるよう思うのである。

四、各大祓と罪穢

イ

〔表3〕は大祓が行われるに至った事由とそれに対しう如何なる大祓がなされたかを「別表」をもとに六国史とそれ以後の時代に区分して表示したものである。

史学 第五十九卷 第二号

五一（五一）

表3

タ、ヨ、 発斎 王ト定 由告使 ノ	カ、ワ、ヲ、 仁大 大 嘗 嘗 王 祭 祭 解 会 斎 前	ル、ヌ、リ、チ、ト、ヘ、 不罪 疫除 諒諒 人 病 ノ 流 配 雨 流 行 服 中 了	ホニハロ、 穢獸傷失 闇闇 死胎火 穢 穢 穢 穢	イ、 死	
(30)	(13) (11) (32) (12) (80) (28) 77 78 92	(52) (55) (6) (4) (19) (5) (27)		(40) (86)	A 朱雀門前大祓
(124) (154) (165)	(102) (155) (159) (182) (183) (184)		(99) (111) (132) (153) (194)	(104)	B
(91) (8)	(79)	50 62 (61) (63) (85)	25 3 (1) 88 68 43 38 37 54 89 69 45 (41) 76 66 93 (71) 47 48 84 70 95 72 53 49 98 (71) 73 64 75 74 82 67		A 建礼門前大祓
(181)	(147) (103) (167) (120) (170) (133) (172) (134) (189) (138) (199) (142)	(156) (103) (148) (145) (106) (118) (146) (107) (161) (158) (109) (169) (162) (129) (166) (137)	112 144 100 115 145 106 118 107 161 109 169 129 137	(150) (139) (108) (171) (140) (110) (176) (114) (115) (119) (123)	B
	(29)				A 八省院東廊大祓
	(207) (173) 196 197 201 204 205		(135) (193) (135) (177) (200) (188) (146) (174)	(151) (190) (192) (209)	B

ソ、野宮移入前ノ御禊	ツ、装束使ノ任命	ナ、斎王奉迎使ノ発遣
フ、内裏造當	ム、伊勢・石清水・賀茂(即位)	ラ、伊勢神宮(遷宮)
ケ、高大ヤ、大字ク、天下諸社(即位)	ウ、伊勢・賀茂・尾張(賀瑞)	(例幣) (即位)
山祭使神寶	ヒ、伊勢以下諸社及ビ(兵革)	(遷宮)
	ノ、伊勢并諸社(疾疫)	行
		(15)
		(36)
		(83)
		(96)
		(116)
		(130)
		(136)
(51) (22) (9) (24) 26 23	(10)	(21) (42) (58) 90 56 59 60 97
		(7) (2) (34) (81) (33) 20 14 87 35 (94)
(14) (157) (113) (186) (125) 160	(117)	(185) (180) (122) 143 149
		(121) (128) 152
(178) (210)	(203)	(179)

(注) A・Bは「表1」に同じ。()を付してあるものは推定による。

この表の上段から一通りみていくと、イ・ホは死穢をはじめとする様々なケガレである。ケガレの発生した場

ないであろうが、朝廷から諸社への奉幣使発遣に際しての大祓例として一括される。

所は半明する限り、内裏・大内裏が圧倒的に多い。このケガレへの禁忌意識は高取正男氏の指摘にあるように、八世紀から九世紀にかけて律令貴族たちの間で急速に累積架上されたものであった。その背景としては仏教・儒教・道教などの外来思想の受容があげられている。⁽⁸²⁾ ヘ・ト・チは諒闇に関わるもので、これには天皇・上皇等の死去後の釈（除）服と一年間の諒闇終了後に際しての大祓があった。また、諒闇中であるにもかかわらず、諸祭祀を行うために大祓を行つたかと推想される例（⁽⁸¹⁾⁽⁸⁵⁾）もある。又は罪人配流の時の大祓で、かかる場合においても大祓が実施されていたという事実ははなはだ示唆的である。⁽⁵²⁾ の例は貞觀八年（八六六）の應天門の変、⁽¹⁵⁶⁾ は安和二年（九六六）の安和の変後の大祓で、流刑といふ律上の刑罰と固有法内の大祓との間の親縁関係が察知されよう。⁽⁸³⁾ ヨーナはいづれも斎王関係の大祓である。斎

ところて、〔表3〕の諸例は「善惡二祿」という御占から大別することも可能である。「善惡二祿」とは『類聚三代格』一、延暦二十年五月十四日官符や『紀』履中五年十月甲子条（「惡解除・善解除」）にみえるものであるが、古くから説かれている通り、善祿が不淨がなくとも積極的に吉善なる状況を将来しようとする祿であるのに対し、惡祿は罪穢の発生後、これを祓除する事後的な祿を指していた。⁽⁸⁴⁾従つて、イヘルに伴う大祿は惡祿であり、ヲ・カノフが善祿の範疇に入るといえよう。なお、善惡の祿という点では、大嘗祭の解齋大祿（ワ）のみは例外的である。これについて、岡田重精氏は大嘗祭の如き重儀で神聖性が強烈な場合は「拘忌を解除する機能をもつ」大祿がなされたと指摘されている。⁽⁸⁵⁾ワの場合は善惡祿のどちらにも属するものではなかつたと判断されよう。

王はト定されると、初斎院→野宮→群行というコースを歩むが、そのうち、ト定・野宮移入・群行の各段階に大祓が集中している。斎王の斎戒期間中に大祓が繰り返し執り行われていたことになる。ラムケは特に説明を要し

さて、以上の議論を前提とした上で、各大祓にどのような特徴があったかについて考えてみたい。平安期の大祓の複雑な諸相からしても「表3」の中から、何らかの特徴を摘出することは容易なことではないが、ここでは

以下のことが指摘されるようと思う。

まず、第一点として、大祓には朱雀門前型大祓と建礼門前型大祓の両方にわたるもの（甲類）と建礼門前型のみで施行されたもの（乙類）とに区別できることに注意したい。事例数の少ないものについては保留するとしても、甲類には、諒闇了（ヘ）、大嘗祭前（ヲ）、斎王関係（ヨシナ）が典型例として指摘できる。そもそも、こうした大祓がみられるのは前記の通り、九世紀に入ると、朱雀門前以外にも建礼門前や八省院東廊においても大祓が行われて、内裏——宮と同心円状に祓淨がなされるに至ったことに原因を求めることができよう。

第二点に、建礼門前・八省院東廊のみで大祓が施行された乙類の例が少なくないことが注目される。その中でもケガレを浄化する大祓（イシホ）が概ね、建礼門前型大祓であったことは重要であろう。もつとも、④⑥⑩の三例は朱雀門前大祓であり、右の原則に一致していない。しかし、ケガレに対しても建礼門前で大祓を行うという原則はかなり貫徹していたとみるべきではあるまい。というのは、「三代実録」元慶六年四月甲午条の朱雀門前大祓例（⑧）には、死穢によつて諸祭が停止されたが、「臨時大祓於建礼門前行之。因穢不可用ニ大

藏省幄。仍用朱雀門也」とあるのが手がかりになるからである。ここからはケガレによる大祓は建礼門前で行うものであり、⑧のように朱雀門前が使われたのはあくまでも大藏省の幄がケガレで使用不能であつたための特殊例であつたことが認められよう。⑩に關しては、このようないい明徴を見出しえないが、やはり⑧と類似の事情があつたとしても左程、見当違いとはいえない。要するに、これは平安期に貴族層の間でケガレへの忌避意識が増幅されたが、そのケガレの浄化策としての大祓には朱雀門前ではなく、建礼門前が専ら用いられていたことを意味しよう。そして、該点を更にもう一步進めていうならば、建礼門前型大祓において祓除の対象が内裏であったことを考慮すれば、ケガレを最も忌避していたのは天皇及び内裏であつたことに他ならなかつたはずである。

第三点として指摘したいのは、仁王会（カ）、奉幣使発遣（ラシケ）、内裏造営（フ）の乙類大祓である。かかる大祓が建礼門前型であつたことは第二点で述べたケガレの祓と表裏一体の関係にあつたといえよう。即ち、建礼門前でのケガレの祓禊が「惡祓」であつたのとは反対に、右の諸大祓が天皇の地位、内裏及び伊勢神宮と密接するものが多いことからしても、天皇に対する「善

祓」と理解されるからである。そして、ここにも内裏を積極的に清浄なる空間として維持しようとする意識が窺知されるのではないだろうか。

以上、右記の三点のいずれからも、平安期の内裏が罪穢を強く忌避する、宮城内の最も聖なる空間として位置付けられていたことが認められる。そして、建礼門前型大祓とは、その神聖なる空間を清浄に保つ手段であつたことは改めて強調するまでもあるまい。

「表3」から考察される点は以上に尽きるが、なお、⁽⁸⁷⁾ 大祓の事由という観点からは三所大祓についても右記のことが該当する。三所大祓が行われた事由としては、匏瘡（天然痘）とするものが四例（⁽¹⁰⁵⁾⁽¹²⁶⁾⁽¹⁶³⁾⁽¹⁹⁸⁾）、疫病とするものが三例（⁽³⁹⁾⁽²⁰²⁾⁽²⁰⁸⁾）、天変とするものが一例（⁽¹⁹⁸⁾）と整理することができる。このうち、貞觀五年（八六三）正月例⁽³⁹⁾は「咳逆」病によるものであり、正暦五年（九〇四）四月の⁽²²⁾「疾疫」に関しては特に匏瘡と明記した史料はないが、服部敏良氏は前年の流行からみて、当該例を匏瘡と推定している。⁽⁸⁹⁾ とすると、三所大祓とは匏瘡等の伝染性の強い疫病流行⁽⁹⁰⁾に際して行われる大祓であつたと帰納することが可能であり、その際には、建礼門前大祓の延長として紫宸殿→建礼門前→朱雀門前の三

所で大祓が挙行されたものと思われる。ここからも、この同心円状の祓の中心の内裏が最も淨化るべき場所と觀念されていたことが認められよう。

口

これまで平安期の大祓を論じ、それ以前の大祓については十分な言及を避けてきた。それは、先述のように、『続紀』の大祓記事がわずかであつたことによる。

しかし、『続紀』にも大祓の記事が散見していることも事実であり、やはり避けて通るわけにはいかない。前節までに得た見通しを補強する意味からも、ここで取り上げて簡説しておきたいと思う。そこで、『続紀』にみる大祓の中で中央（朝廷）で執り行われたものを列挙する以下のことである。

a、鎮_ニ大安殿_ニ大祓。天皇御_ニ新宮正殿_ニ斎戒。惣頒_ニ幣帛於畿内及七道諸社。

b、廢_ニ大祓。但東西文部解除如_レ常。（大宝二年（七〇一）十二月壬戌条）

c、是日。百官大祓。（天平元年（七二一九）二月己卯条）

d、大祓。以_ニ斎内親王將_ニ向_ニ伊勢_ニ也。

(天平宝字五年(七六一)八月辛巳条)

e、大祓。以_ニ伊勢美濃等國風雨之災_ニ也。

(宝龜六年(七七五)八月辛卯条)

f、大祓。以_ニ風雨及地震_ニ也。

(宝龜六年(七七五)十月甲申条)

g、大祓。以_ニ災變屢見_ニ也。

(宝龜七年(七七六)五月乙卯条)

h、大祓。為_ニ宮中頻有_ニ妖恠_ニ也。

(宝龜八年(七七七)三月辛未条)

i、大祓。百官不_レ釈_ニ素服_ニ。

(延暦元年(七八二)正月癸未条)

j、大祓。百官釈_レ服從_レ吉。是日大祓。

(延暦九年(七九〇)正月丁卯条)

k、百官釈_レ服大祓。

(延暦九年(七九〇)壬三月丙申条)

このうち、bが朱雀門前の大祓に関する初見記事であることについては既に述べた。そこで、残りの諸例をこれまでの平安期の各大祓の型式的把握や大祓の事由からの整理をふまえて検討してみると、次の三点が知られることが思う。

それは第一に、朱雀門前型大祓は「百官人の会集」によつて行われるものであつたが、その点からすれば、cの「百官大祓」とは明らかに朱雀門前での大祓であつたはずである。このc例と同様に考えられるのは、恐らく「百官」の祓を対象としたと思われるi・j・kの三例で、朱雀門前を用いての大祓とみて大過ないであろう。

第二に、各大祓の実施日をみると、d・gが二九日、e・i・j・kが三十日である。朱雀門前型が月の末日に行われることが多いという原則を念頭に置くと、右の五例も朱雀門前大祓であつたとすべきであろう。⁽⁹²⁾

第三に、平安時代の大祓事由に照らしてみると、i例は諒闇中(ト)、j・kは除服(チ)、cは罪人の配流⁽⁹³⁾、(ヌ)、dは斎王の群行(ネ)にあたる。e・f・gは天災による大祓と解してよければ、「表3」の中では不雨(ル)の一類ということになろう。とすれば、『続紀』の諸例の事由は平安期に建礼門前でなされる大祓の特徴的なそれ(ケガレの発生、奉幣使発遣等)とは少なくとも相異していたといわねばならない。この点からも、右記の大祓を朱雀門前大祓と解する可能性は大いにある。

以上の三点からして、例数が少ないので確定的のこと

はいえないが、『続紀』にみる大祓は大略、朱雀門前大祓であったことは間違いないところと思われる。そして、このことは『続紀』段階の大祓と九世紀以降のそれとを区別する一傍証ともなるのではあるまいか。

五、まとめ

以上、述べてきたところをまとめると左の通りである。

I、平安期に朝廷で行われた大祓には、朱雀門前・建礼門前・八省院東廊・三所の大祓があり、これらは前者の朱雀門前型（恒例・臨時）と後三者の建礼門前型（臨時）の二型に分類できる。

II、朱雀門前大祓は天皇——百官人を祓の対象として、宮城正門の朱雀門前に百官人男女を会集せしめて行われた。成立は律令制形成期の七世紀後半に遡り、十世紀以降も基本的には存続したと思われる。

III、建礼門前大祓は天皇・内裏のケガレ浄化を目的として、内裏南門の建礼門前で一部の官人の手によつて実施されるもので、九世紀前半には成立していたと推定される。この背景としては、長岡・平安宮において内裏空間が独立したことや平安初期に貴族の間

でケガレ意識が急速に増幅されていったことが考えられる。

IV、八省院東廊大祓は貞觀五年（八六三）に建礼門前大祓の代替として始まつたが、十世紀以降には内裏焼亡等の理由により本格的に行われた。その内容や機能は建礼門前大祓と共通する。

V、三所大祓は九世紀以後、匏瘡等の疫病流行の際に、建礼門前大祓の延長型として実施され、紫宸殿・建礼門前・朱雀門前の三箇所で内裏を中心とする同心円状の大祓がなされるものであつた。

本稿では、九・十世紀の建礼門前型大祓と朱雀門前型大祓とを対比させながら論じてきた。その結論として、平安初期に新たに始まる建礼門前型大祓が天皇・内裏の浄化と不可分であったことがいえよう。ここで、改めて本稿の結論部分を再説したのは他でもない。建礼門前型大祓の登場が当該期における天皇のあり方と連関すると思考するからである。というのは、平安期には天皇の性格も大きく変貌したといわれている。その証左として、天安二年（八五八）にわずか九歳の清和天皇が即位したことが指摘され、それまでの天皇が成人であつたこととの相違や九世紀以後に女帝が姿を消すこととの関係で注

目されてきた。⁹⁴そして、その史的背景として、平安期に入って天皇家が家産制的支配組織を構成し始めたこと、⁹⁵皇位の父系直系血縁継承原理が成立したことなどが指摘されて⁹⁶いるのである。それらは従うべき卓見であろう。しかし、女帝→幼帝への変化は右のような説明だけで処理しきれるのであろうか。原因は錯綜していたと思われるが⁹⁷、その一つに天皇・内裏と穢の問題があつたのではないか。河音能平氏が幼帝とはケガレに染まっていな⁹⁸い存在であったと指摘されていたことが想起されるのである。そもそも、女帝の終焉の一因に女性の月経を不浄とする観念が強化されて、女帝を回避するに至ったことが推想されるのではないだろうか。女性の月経を忌むことについて⁹⁹は『式』三に規定があり、平安期以降は広汎に存して¹⁰⁰いたが、それに対して、月経の忌憚を左程強く表明していない例として『古事記』（以下、「記」と略す）景行天皇段にみえるヤマトタケルとミヤズヒメとの間の月経をめぐる問答歌をあげることができよう。少なくとも、天武天皇自らの「削レ偽定レ実」を経て完成した（序文）とされる『記』が平安期に比して月経を忌避していなかつたことは注意せねばなるまい。

れ、それまで原則的には大極殿に出御して政務を行つて
いた天皇は日常、内裏で政務を執ることとなつた。その
端的なあらわしが、既に何度か述べた長岡宮における朝
堂院と内裏の分離であった。⁽¹²⁾ その結果、天皇の神聖化が
進み、外来思想の影響もあって前代に増して内裏空間が
罪穢を忌避するに至つたことは想像に難くない。九世紀
中葉において聖なる幼帝が誕生したことや弘仁年間に成
立の、天皇家に直結した「宣旨職」としての檢非違使が
掃除、穢の統轄者としての役割を担うようになるのも右
の事実と軌を一にするものであつたといえよう。本稿で
明らかにしたように、建礼門前型大祓が内裏をケガレか
ら防禦する機能をもつものであつたとするならば、該大
祓のもつ意義を決して過少評価するわけにはいかないで
ある。

ていなし例として『古事記』(以下、「記」と略す) 景行

ていい例として『古事記』（以下、「記」と略す）景行天皇段にみえるヤマトタケルとミヤズヒメとの間の月経をめぐる問答歌をあげることができよう。⁽¹⁰⁾少なくとも、天武天皇自らの「削ハサフ偽定ハシナフ実ハツカニ」を経て完成した（序文）とされる『記』が平安期に比して月経を忌避していなかつたことは注意せねばなるまい。

平安初期には、太政官を中心とする官僚組織が整備さ

七一四一頁、水野正好「まじないの考古学・事始」（『季刊どるめん』十八、一九七八年）、田中初夫「おほはらへことば（大祓詞）」（『国学院大学日本文化研究所紀要』四七、一九八一年）、青木紀元『祝詞古伝承の研究』（国書刊行会、一九八五年）、金子裕之「平城京と祭場」（『国立歴史民俗博物館研究報告』七、一九八五年）、石井進「罪と祓」（『日本の社会史』五、岩波書店、一九八七年）、龍野曉啓「大祓詞の構造と成立」（『立命館文学』五〇五、一九八八年）、加賀見省一「但馬国府と祓所」（『歴史学と考古学』真陽社、一九八八年）等がある。

このうち、金子論文は平城京から出土する人形・土製模造品・人面土器・土馬・模型カマド・金属製祭祀具等の遺物が大祓と関連することを明らかにされた労作で、本稿においても学ぶべき点が多かった。金子氏には関連論考として、「都人の精神生活」（『日本の古代』九、中央公論社、一九八七年）三四七—三六四頁、「穢の防止対策」（『季刊考古学』一二、一九八八年）、「都城と祭祀」（『沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館、一九八八年）、『律令期祭祀遺物集成』（『日本古代の律令制神祇祭祀の成立過程と構造の研究』研究成果報告書II、律令祭祀研究会、一九八八年）、「日本古代における人形の起源」（『道教と東アジア』人文書院、一九八九年）がある。なお、金子説批判としては、泉武「律令祭祀論の一観点」（『道教と東アジア』前掲）がある。

(2) ハレ・ケガレの問題についての研究文献は膨大な分量

にのぼるが、近藤直也『ハライとケガレの構造』（創元社、一九八六年）第一章に学説史の整理がある。また、ケガレに関しては、メアリ・ダグラス（塚本利明訳）『汚穢と禁忌』（思潮社、一九八五年）が参照される。

(3) 梅田義彦「臨時大祓考」（『神道の思想』二、雄山閣、一九七四年）二七九—二八〇頁。

(4) 梅田、前掲(3)二八五頁。

(5) 三橋健「大祓研究序説」（『神道史論叢』国書刊行会、一九八四年）。

(6) 三橋氏が諸国大祓にも恒例の儀があつたとされる根拠は次の一点に尽きる。即ち、『令集解』（神祇令、諸国条）の「古記」に「天皇即位。惣祭天神地祇。必須三天下大祓。以外臨時在耳」（『令集解』の引用は新訂増補国史大系本による）とあるが、これは「諸国の大祓について述べたものと考えられ、したがって、この「古記」により、諸国の大祓にも恒例と臨時のあつたことは明らか」（前掲(5)三〇四頁）という点である。しかし、右の「古記」からは三橋氏の如き理解は生れないのではないか」というのは、古記説は天皇即位時の「惣祭天神地祇」に際しては必ず天下大祓を行うが、それ以外（の行事）は臨時に実施するのみと解釈するべきかと思うからである。それ故、三橋説は成り立たないと考える。

現に諸国において恒例の大祓があつたことを窺わせる史

料を見出しえないことも考慮されてよいであろう。

(7) 三橋氏の諸国の大祓が天下諸国にわたる場合と『続紀』宝龜七年（七七六）六月甲戌条にあるように、京・畿内諸国という小範囲の場合もあつたとされている（前掲（5）三〇五頁）。

(8) 拙稿「諸国大祓考」（発表予定）。

(9) 本居宣長『玉勝間』十二（『本居宣長全集』七、筑摩書房、一九六八年）三七三頁。

(10) 鈴木重胤『延喜式祝詞講義』十（『鈴木重胤全集』十、鈴木重胤先生学徳顕揚会、一九三七年）一一五頁。但し、重胤はこの後に『玉勝間』十二の文（本文掲出）

を引き、「憚る所無く其の意に隨ひ、此には引直せるなり」と宣長説を評価している如くである。

(11) 近藤芳樹『大祓執中抄』（『大祓詞註釈大成』中、内外書籍、一九三八年）五三九頁。

(12) 鈴木、前掲（10）二一五—二一六頁。

(13) 次田氏も「京中で臨時の大祓を行ふ時には、普通は建礼門の前で行はれたが、時には朱雀門前や八省の東廊で行はれた」（前掲（1）三六八頁）として、真淵・宣長説に近い考え方を示している（その他、栗田寛『神祇志料附考』上（皇朝秘笈刊行会、一九二七年）五八一六〇頁）参考（前掲（1）三六八頁）。

参照）。

(14) 神祇令の引用は『律令』（日本思想大系、岩波書店、一九七六年）による。以下、同じ。

(15) 前掲（14）五三八—五三九頁。

(16) 『儀式』の引用は『儀式・内裏式』（神道大系、一九八〇年）による。以下、同じ。

(17) 『式』の引用は新訂増補国史大系本による。以下、同じ。

(18) 清水潔氏は『清涼記』が村上天皇によつて天慶九年（九四六）から天暦四・五年（九五〇・一）の間に撰ばれたものと指摘されている（『清涼記と新儀式』と天暦藏人式』（『皇學館論叢』九一二、一九七六年）。他に所功『平安朝儀式書成立史の研究』（国書刊行会、一九八五年）七九一—八一八頁参照）。

(19) 『江家次第』は新訂増補故実叢書本による。以下、同じ。

(20) 近藤芳樹は「麻をば祓所に遣はし、残る四種をば直に河に送給ふ」と指摘している（前掲（11）五四六頁）。荒世・和世の御服が河に祓棄される様子については『中右記』嘉承二年（一一〇七）十二月卅日条に「今夜晦御祓、使非藏人実兼、具御衣行向河原之間、於五條坊門富小路邊、相逢蓬芸屋燒雜人打逢、已破御衣蓋了」とある（同書の引用は増補史料大成本による。以下、同じ）。

(21) 小松馨氏は節折の儀の成立を延長六年（九二六）から天慶九年（九四六）の間と推定されている（「『清涼記』と『西宮記』の節折条の成立について」（『大倉山論集』

二四、一九八八年)。

(22) 『東宮年中行事』には「…まうけのきみ。かはらけの
うへにはりたるかみを。張指御おゆびしてつきやらせ給て。

御いきをしかけさせたまふ」とある(同書の引用は群書
類從本による)。

(23) 『法曹類林』の引用は新訂増補国史大系本による。以
下、同じ。なお、「式部記文」を引く「勘三式部執申大祓行

立事」の日付は弘仁五年(八一四)六月三日であるが、
記された大祓の状況は平城京のことと考えられている

(金子「平城京と祭場」(前掲(1))二四六頁)。

(24) 『式』一には「ト部讀祝詞」とあるが、これはト部
氏による改竄であろう(前掲(14)五三九頁)。

(25) 大祓儀終了後、ト部が祓物を川に流し捨てたことは大
祓詞の末尾に「四國ト部等、大川道尔持退出ヨ、祓却止
宣」(大祓詞の引用は『祝詞・宣命註釈』(神道大系、一
九七八年)による。以下、同じ)とあることから知られ
る。

(26) 直木孝次郎「律令官制における皇親勢力の一考察」

(『奈良時代史の諸問題』塙書房、一九七三年)二六四一
二七三頁。

(27) 『続紀』の引用は新訂増補国史大系本による。以下、
同じ。

(28) 金子「平城京と祭場」(前掲(1))二七六一二七七頁。

(29) 『日本書紀』(以下、『紀』と略す)の天武五年(六七

六) 八月辛亥条の「詔曰、四方為ニ大解除。…」(『紀』の

引用は日本古典文学大系本による。以下、同じ)は諸國
大祓の初見である。従って、中央の大祓の成立も天武朝
に遡る可能性はある。

(30) 本居『大祓詞後釈』上(『本居宣長全集』七、筑摩書

房、一九七一年)八四頁、次田、前掲(1)二七四頁他。

(31) 『小右記』の引用は大日本古記録本による。以下、同
じ。

(32) 山中、前掲(1)二一三頁。

(33) 本居、前掲(30)八五頁。

(34) 近藤、前掲(11)五四〇頁。

(35) 『三代実録』の引用は新訂増補国史大系本による。以
下、同じ。

(36) なお、芳樹の該史料の読み方にも問題が残る。引用文
中の「百官会集」と「其日平旦」の間に「大祓儀」の三
字が欠落しており、また、「…張幄鋪設。於ニ大伴壬生二
門間大路ニ各有常儀。⋮」と読み改めるべきであろう。
それ故、芳樹のいうような「この二門の間を幄にて塞ぐ
也」という理解は生じないはずである。

(37) 但し、本文で後述する三所大祓も建礼門前大祓の延長
型であることからすれば、『式』の二条文を三所大祓の
規定の一部とみなすことも不可能ではない。

(38) 近藤、前掲(11)五三九頁。

(39) 『紀略』の引用は新訂増補国史大系本による。以下、

同じ。

(40) 『親信卿記』(天延二年(九七四)十一月乙未条には「又出御以前、於^(マヤ)建庭礼門前、有^ミ大祓事」(同書の引用は大日本史料による。以下、同じ)として、建礼門前大祓に天皇が出御していなかつたことを示す史料もある。建礼門前大祓と同類の八省院東廊大祓にも天皇出御の形跡は認め難いので、『紀略』にみる当該大祓はその意味で特例といえよう。

(41) 西垣晴次「民衆の精神生活」(『歴史公論』一〇一、一九八四年)、山本幸司「貴族社会に於ける穢と秩序」(『日本史研究』二八七、一九八六年)。

(42) 西垣、前掲(41)一〇五頁。

(43) 伊藤喜良「四角四堵祭の場に生きた人々」(『歴史』六六、一九八六年)二三一一四頁、西垣、前掲(41)一〇五

一一〇六頁。なお、神事・触穢札については、水野「触穢札と神事札と」(『元興寺文化財研究』九、一九八二年)、山田英雄「平安時代の日記にみえる木簡」(『木簡研究』六、一九八四年)一一一一一二五頁参照。

(44) 山本、前掲(41)四二頁。

(45) 大射については、橋本義則「平安宮草創期の豊楽院」(『日本政治社会史研究』中、塙書房、一九八四年)の成

果に多くを学んだ。

(46) 『続紀』靈龜元年正月庚子条。

(47) 『続紀』天平十一年正月甲辰条。

(48) 『続紀』天平宝字七年正月庚申条。

(49) 『日本後紀』(以下、「後紀」と略す)延暦二四年正月丁亥条に「於^ニ御在所南端門外^ニ射」(同書の引用は新訂増補国史大系本による。以下、同じ)とある。この「御在所」が内裏を指していたことについては、古瀬奈津子「初期の平安宮」(『続日本紀研究』一一一、一九八〇年)三三二頁に指摘がある。

(50) 八省院と朝堂院とは同じものであり、一方が他方の改号であることについては、今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」(『日本古代史研究』吉川弘文館、一九八〇年)二四、二三八一二三九頁、同「律令制都城の成立と展開」(『講座日本歴史』二、東大出版会、一九八四年)六四頁参照。

(51) 『兵範記』の引用は増補史料大成本による。

(52) 『江家次第秘抄』は「二省」を「式、兵ナリ」と注している(同書の引用は新訂増補故実叢書本による。以下、同じ)。

(53) 『江家次第』は「下部」とするが、『兵範記』によつて「ト部」と改めるべきであろう。

(54) 『江家次第秘抄』に「祓ヒノ詞ニハツサキニト云所ニ當リ」とある。因に大祓詞(『式』八)には「・天津菅^曾本茹断、末茹切豆、八針尔取僻豆、・」とある。

(55) 「解繩」とは「祓詞を聞いてゐる中に繩を解くのである。繩を解く如く罪穢が除かれるといふ一つの形を現は

したもの」という（出雲路敬次郎『神祇と祭祀』（臨川書店、一九八八年）一八二頁）。

(56) 『文徳実録』の引用は新訂増補国史大系本による。以下、同じ。

(57) 『北山抄』の引用は新訂増補故実叢書本による。以下、同じ。

(58) 神野清一「日本古代社会と賤民」（『歴史評論』三九二、一九八二年）十一—十三頁。神野氏は日本における鬼門説は七世紀後半に遡るとされている。その他、神野『律令国家と賤民』（吉川弘文館、一九八六年）一二六—一三三頁、横井清「中世の触穢思想」（『中世民衆の生活文化』（東大出版会、一九七五年）二八一一—八三頁）。

(59) 鈴木、前掲(10)二一五—二一六頁。

(60) 平安期における内裏の罹災については、甲元真之「平安宮内裏の罹災記事と考古学遺物について」（『古代学集』古代学協会、一九七九年）参照。

(61) 『紀略』永祚元年八月辛酉条に「酉戌刻。大風。宮城門舎多以顛倒。承明門東西廊。建礼門。：顛倒破壊。不可勝計」とある。

(62) 『伏見宮御記録』の引用は大日本史料による。以下、同じ。

(63) 『本朝世紀』の引用は新訂増補国史大系本による。以下、同じ。

(64) 冷然院については、所京子「平安前期の冷然院と朱雀

院」（『史窓』二八、一九七〇年）参照。なお、冷然院大祓と同類の大祓と思しきケースに朱雀院の大祓がある。朱雀院は平安宮の南、朱雀大路に東面する御院であるが、『紀略』天暦三年（九四九）九月丁未条に「依斎王群行。於朱雀院。行大祓」とある。但し、当時、天皇は朱雀院を御在所としているから、当該例は朱雀門前大祓のこととするのが順当であるまい。

(65) 日崎徳衛「文徳・清和両天皇の御在所をめぐって」（『史元』十、一九七〇年）二三一一六頁。

(66) 『式』（国史大系本）の頭注には「姓、此上恐脱百字」とある。羅城門前大祓については、滝川政次郎「羅城・羅城門を中心とした我が国都城制の研究」（『京制並に都城制の研究』角川書店、一九六七年）一一一頁参照。

(67) 折口信夫「年中行事」（『折口信夫全集』十五、中央公論社、一九六七年）一〇六—一〇七頁、平山敏治郎「年中行事の二重構造」（『歳時習俗考』法政大学出版局、一九八四年）、倉林正次「祭りの構造」（日本放送出版協会、一九七五年）七〇—七八頁他。

(68) 本文では、建礼門前大祓が行われる期日に偏りがないと記したが、二五例を数える一日のみはその原則に反するともいえる。十一日に小ピーグが認められるのには以下のような理由があつたと思われる。建礼門前大祓が挙行されるのは、（イ）祭の実施→ケガレの発生（祭の延引）→大祓、（ロ）ケガレの発生→大祓の二つのケース

が多いが、(イ)の場合には特に大祓の期日と祭日とは連関する。即ち、十一日とは、九月神嘗祭の奉幣発遣日、六・十二月月次祭日に当っており、ケガレが発生すれば祭との関連から建礼門前大祓が施行される可能性の高い日であった。

(69) 『九条殿記』の引用は大日本古記録本による。

(70) 朱雀門前大祓の時刻は明示されていないが、『世紀』天慶五年(九四二)六月壬子条には「晚有^ニ大祓」、『左經記』寛仁三年(一〇一九)十二月壬子条には「降雨、晚景着^ニ朱雀門大祓所、依^ニ上遷參、入^レ夜始^レ事」(同書の引用は増補史料大成本による)と記す例もある。

(71) 『小右記』寛弘八年九月丙子条。

(72) 次田、前掲(1)三二三頁。

(73) 『貞信公記』承平元年十二月庚午条。

(74) 『西宮記』三、裏書。

(75) 『世紀』天慶五年壬三月戊申条。

(76) 『世紀』正暦元年九月辛丑条。

(77) 『權記』長保三年三月壬午条。

(78) 『左經記』寛仁元年十月丁卯条。

(79) 『世紀』正暦四年八月丙子条。

(80) 『世紀』康治二年五月癸未条。

(81) その内訳は内裏が二七例、宮内が二六例、京内が二

例、その他が一例である。

(82) 高取正男『神道の成立』(平凡社、一九七九年)、大山

古代大祓の基礎的考察

喬平「中世の身分制と国家」(『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年)、河野勝行「わが国古代末期から中世初頭における障害者觀」(『科学と思想』四九、一九八三年)、門脇禎一「身分制の形成とその展開」(『部落の歴史と解放運動』前近代篇、部落問題研究所出版部、一九八五年)他。

但し、高取氏が『後紀』延暦十六年(七九七)正月壬子条に山城国の庶民が死者を家側に埋葬することを禁ずる勅がみえることをもって、庶民における死穢感の不在を説かれた点(前掲書、二四四一一四八頁)は正しくない。既に批判がある通り、死体を埋葬すること 자체が死穢忌避を意味していたと考えられるからである(近藤、前掲(2)五八一五九頁、山本、前掲(39)五一二頁)。しかしながら、高取氏のいわれる、平安初期の貴族の間での穢観念の肥大化は容認ざるべきであろう(黒田日出男「こもる・つつむ・かくす」(『日本の社会史』八、岩波書店、一九八七年)二〇五頁)。

(83) 斎川真「流刑・左遷・左降」(『続日本紀研究』二一三、一九八一年)二四一二六頁。

(84) 『祚日本紀』七(述義)、飯田武郷『日本書紀通釈』九。

(85) 岡田重精『古代の斎忌(イミ)』(国書刊行会、一九八一年)一三〇一一三三頁。

(86) 諸社への奉幣使のうち伊勢神宮への奉幣例が顯著であ

るが、伊勢神宮は天皇の地位と一体であった（岡田精司『神社の古代史』（大阪書籍、一九八五年）四九—七三頁）。また、護国法会の仁王会は『式』十一に「凡天皇即位。講説仁王般若經。」とある如く、天皇即位に密接する仏教儀式という性格をももつていたといえよう（一代一度の仁王会についての最近の論考としては、滝川「践祚仁王会考（上）（下）」（『古代文化』四十一・十二、一九八八年）、同「一代一度の仁王会考」（『律令と大嘗祭』国書刊行会、一九八八年）がある）。

（87） 詳論は省くが、大祓の事由からみても建礼門前と八省院東廊大祓の間には共通項が多く、この点からも朱雀門前型と建礼門前型の区分は明らかであろう（但し、「表3」には斎王関係の大祓に八省院東廊大祓がなく、両者の区分けを逸脱しているが如くであるが、「表3」以外の例として野宮移入に際しての八省院東廊大祓例（『世紀』仁平二年（一一五二）九月壬子条）があることを付記しておこう）。

（88）『三代実録』貞觀五年正月条に「…自去年冬末。至于是月。京畿及畿内畿外。多患咳逆。死者甚衆矣」とある（他に同年三月丙寅条参照）。「咳逆」病とは現在の流行性感冒に類するものと指摘されている（服部敏良『平安時代医学の研究』科学書院、一九八〇年）二〇四頁。

（89） 服部、前掲（88）二〇〇頁。

（90） 波平恵美子氏は「病氣はケガレであるとする認識はそれが伝染性が強く、病状が重く、社会への打撃が大きいほど明白に現われる」と指摘している（『ケガレ』（東京堂出版、一九八五年）一五六頁）。

（91） 取りあえず、『続紀』編纂三区分説（坂本太郎『六国史』（吉川弘文館、一九七〇年）、井上薰「続日本紀」（『国史大系書目解題』上、吉川弘文館、一九七一年）に依拠して各記事を大観すると、『続紀』前半の卷二十まで（a・b・c）は後半と比べても大祓を取り扱うことにはなはだ少なかつたこと、卷二一一二四（d～h）には「大祓。——也」という記事の定型があつたこと、卷三五一四〇（i～k）には祝服に関わる大祓を特に載録していたことが看取されよう。

（92） 大祓が月の晦日に行われていない例（a・c・f・h）はすべて朱雀門前大祓ではなかつたとまでは推断できない。晦日に朱雀門前で大祓を執行する原則はあつたが、例外も少なくないのであって、因にcの「百官大祓」は晦日ではなかつた。

（93） cの大祓が長屋王事件の処分の一部であつたことについては、斎川、前掲（83）二四頁に指摘がある。

（94） 早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」（『日本の社会史』三、岩波書店、一九八七年）、河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』（吉川弘文館、一九八七年）一八二—一八六頁。

（89） 服部、前掲（88）二〇〇頁。

(95) 吉田孝「律令国家の諸段階」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年) 四三五頁。

(96) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程」(『日本史研究』三〇二、一九八七年)。

(97) 女帝の伝統を終焉せしめた原因としては、律令制の直系相続的な継承法の導入によるとする井上光貞説(「古代の女帝」(『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年)二三六頁)、女帝にふさわしい候補者がいなかつたことと幼帝の出現によるとする河内説(前掲(94)一八五一一八六頁)、貴族たちの政治・儒教・仏教思想からくる女性排除の思想に可能性を求める佐藤宗諱説(「女帝と皇位継承法」(『日本女性史』一(東大出版会、一九八二年)一七五頁)などがある。

(98) 岩井忠熊・岡田精司・河音能平「天皇祭祀と即位儀礼について」(『日本史研究』三〇〇、一九八七年)二三頁における河音氏の発言。なお、中世における子供が神に近い神聖な存在とされていたことについては、黒田「童」と「翁」(『境界の中世象徴の中世』東大出版会、一九八六年)、同『絵巻』子どもの登場』(河出書房新社、一九八九年)、伊藤清郎「中世寺社にみる「童」」(『中世寺院史の研究』下、法藏館、一九八八年)、田辺美和子「中世の「童子」について」(『年報中世史研究』九、一九八四年)他参照。

(99) 『式』三に「凡宮女懷妊者。散斎日之前退出。有月

事二者。祭日之前。退下宿廬。不得上殿。其三月。九月潔斎。預前退「出宮外」とある。なお、この規定の成立が弘仁式に遡ることについては、宮城栄昌「弘仁・貞觀式逸」(『横浜国立大学人文紀要』一一七、一九六二年)参照。

(100) 守屋俊彦「月立ちにけり」(『ヤマトタケル伝承序説』和泉書院、一九八八年)。

(101) 月事の忌みについては、岡田、前掲(85)三三一—三三六頁参照。

(102) 古瀬「宮の構造と政務運営法」(『史学雑誌』九三一七、一九八四年)、今泉「再び平城宮の大極殿・朝堂について」(『律令国家の構造』吉川弘文館、一九八九年)二八六—二八七頁。

(103) 今江広道「「令外官」の一考察」(『続日本古代史論集』下、吉川弘文館、一九七一年)。

(104) 丹生谷哲一「検非違使」(平凡社、一九八六年)。

〔別表〕

年	月	日	場所	事	由	日本後紀
天長	三	壬申	南庭 建礼門南庭	縁左兵衛府失火事 為斎女王参入伊勢大神宮也		
承和	七	乙亥	朱雀門 朱雀門前	依掖庭犬死也 為除後太上天皇之服也		
嘉祥	八	丙申	朱雀門 朱雀門前	始就吉礼也 為除後太上天皇之服也		
仁寿	三	己卯	建礼門前	帝公除、百官吉服		
天安	三	庚子	建礼門前	伊勢太神宮ニ遣使シテ斎内親王ヲ迎フ		
貞觀	二	辛丑	朱雀門前	五畿七道ニ遣使シテ、諸神ニ班幣シ即位ノ由ヲ告グ		
	二	癸巳	朱雀門前	伊勢・賀茂・尾張社ニ遣使シテ賀瑞ノ由ヲ告グ		
元	二	丁亥	朱雀門前	為大嘗祭、豫除群穢		
元	二	壬戌	朱雀門前	(大嘗祭)		
正	十九	十一	朱雀門前	謂之解斎		
正	十九	十二	朱雀門前	伊勢斎内親王将參太神宮		
丙戌	丁巳	癸巳	朱雀門前	伊勢斎内親王將參太神宮		
丁卯	乙未	己丑	冷泉院南路	緣奉幣八幡大菩薩宮使進發		
甲戌	己丑	癸巳	南大庭	為遣諸名神社奉幣帛之使也		
建礼門前	建礼門前	建礼門前	朱雀門前	今上公除、百官吉服		
建礼門前	建礼門前	建礼門前	伊勢斎内親王ヲ迎ヘル使ヲ發遣ス	伊勢斎内親王將參太神宮		
建礼門前	建礼門前	建礼門前	為明日擬發伊勢太神宮使（即位ヲ告グ）也	緣奉幣八幡大菩薩宮使進發		
建礼門前	建礼門前	建礼門前	始奉作天下諸社神宝	為遣諸名神社奉幣帛之使也		
以明日將發班幣諸神使（即位ヲ告グ）也				三 代 實 錄	文 德 實 錄	續日本後紀

47 **46** **45** **44** **43** **42** **41** **40** **39** **38** **37** **36** **35** **34** **33** **32** **31** **30** **29** **28** **27** **26** **25** **24**

39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24

以_二明日可_レ發_三奉幣八幣大菩薩使（即位ヲ告グ）_一也
以_二触穢之人入_三於御在所_一也
心喪礼畢
為_レ行_二大嘗会事_一也
為_ニ大嘗会近_一也
以_レ定_ニ伊勢賀茂斎内親王_一也
有_ニ大嘗会祭_一故也
大嘗祭解斎也
為_ニ明日伊勢斎内親王將_レ行_レ禊也
任_ニ伊勢斎内親王裝束使_一
以_ニ伊勢斎内親王可_レ入_ニ太神宮_一故也
以_ニ伊勢斎内親王九月一日將_レ入_ニ太神宮_一故也
以_ニ宮内省有_ニ馬死穢_一也
神祇官卜云、触穢之人供_ニ神事、仍成_レ祟、：以攘_ニ災疫_一也
以_ニ攘_ニ死穢_一人入_中禁中_上也
(忽有_ニ穢事)
以_ニ明日將_レ發_ニ奉幣伊勢太神宮使_上也
以下犬噉_ニ死人骸_ニ入_中神祇官_上故也
武德殿前有_ニ人死、：以攘_ニ邪穢_一也
以_ニ敲吹司人死_ニ也

96 95 94 93 92 91 90 89 88 87 86 85 84 83 82 81 80 79 78 77 76 75 74 73 72

左近衛府人死、神祇官染ニ汗其穢

以三大膳職触二死穢一也

以三內裏有三穢也

以內裏大死也

縁レ欲レ供ニ奉大嘗会ニ也

(大嘗祭)

大嘗祭社解斎也

昨日弃官有二人死穢

以明日伊勢斎内親王可進発也

禁中大死

去八日大膳職人死、十日大藏省人死

以廿四日伊勢斎内親王可入野宮也

豐樂院北刃人死
內裏人死

以ニ明日欲ニ奉伊勢大神宮幣（即位ヲ告グ）

以二十日擬^ニ奉^ハ幣帛於伊勢大神宮（斎王ヲ定ム）

以レ可レ修ニ大嘗会ニ也

(斎王、野宮ニ入ル)

以三去三日有二人死穢一也

以二斋内親王來用應入二伊勢大神宮一也

以三明日奉伊勢大神宮神宝使可二進発一也（遷宮・内宮）

為明日就吉也

依
穢

(大嘗祭)

依三京中諸國疫厲盛并仁王會事一也

依三左近衛府有二死人一也

為除二胞瘡

文
後

文獻

中華書局影印

大欵寮申、今夜犬作三死童於供御院

(諒闇了ルニ依ル)

依二法皇心喪滿限一也

一代一度ノ大神宝

依二內臘司人死穢一也

自去月十二日死穢相觸內裏加之昨日內裏有大死穢

依_二東國西國群賊悖亂事、奉_三遣_二諸社并東海東山兩道明神臨時

內裏有二犬死穢

(118) (117) (116) (115) (114) (113) (112) (111) (110) (109) (108) (107) (106) . . . (105) (104) (103) (102) (101) (100) (99) (98) (97)

建礼門前	朱雀門	建禮門	朱雀門	建禮門前
建礼門	朱雀門	建礼門	朱雀門	建礼門
朱雀門前	建礼門前	朱雀門	建礼門	朱雀門
朱雀門	建礼門前	朱雀門	建礼門	朱雀門
建礼門前	朱雀門	朱雀門	朱雀門	朱雀門

以^三明日奉伊勢大神宮神宝使可^二進発^一也（遷宮・内宮）
以^二内藏寮忽然犬死^一故
為^二明日就^一吉也
依^レ穢
(大嘗祭)
依^二京中諸国疫瀆盛并仁王会事^一也
依^三左近衛府有^二死人^一也
為^レ除^二疱瘡^一
依^レ穢也
依^二前皇太子穢^一
中隔有^レ穢
大炊寮申、今夜犬昨^二死童於供御院^一
(諒闇了ルニ依ル)
依法皇心喪滿限^一也
一代一度ノ大神宝
依^二内膳司人死穢^一也
自^二去月十二日^一死穢相^二触内裏^一、加之昨日内裏有^二犬死穢^一
依^二下斎王來十五日可^レ向^二伊勢^一也
依^二東國西國群賊悖乱事^一、奉^レ遣^二諸社并東海東山両道明神臨時
幣帛使^一
内裏有^二犬死穢^一

140 140 139 138 137 136 135 134 133 132 131 130 129 128 127 126 125 124 123 122 121 120 119

〃〃〃〃〃〃天德 〃〃〃〃〃〃天曆 〃〃〃〃〃〃

四 十 一 甲 子	四 六 己 卯	四 六 己 巳	三 八 辛 酉	元 五 癸 未	元 六 丙 寅	元 二 丁 丑	九 正 戊 戌	三 九 庚 子	三 九 辛 亥	三 六 丁 未	二 九 壬 午	元 九 壬 戌	八 十二 乙 亥	八 十二 乙 丑	五 壬 三 癸 未	二 十二 辛 亥
-----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------	-----------------------	-------------------

建礼門 前	建礼門 前	建礼門 前	朱雀門	建礼門 前	建礼門 前	建礼門 前	建礼門 前									
建礼門 前	建礼門 前	建礼門 前	紫震殿、建礼	建礼門 前	建礼門 前	建礼門 前	建礼門 前									
三箇所	三箇所	三箇所	門、朱雀門	建礼門 前	建礼門 前	建礼門 前	建礼門 前									

内裏木作始也	依 ^ニ 宮中頓死之穢 ^ニ 也	去月廿九日中宮職穢触 ^ニ 及内裏 ^一	奉 ^ニ 幣帛伊勢大神宮、告 ^ニ 斎主 ^(マ) ト定由 ^一	去十二日糸所女死穢之由也
内裏木作始也	依 ^ニ 内裏穢氣并御錫紵事 ^ニ 也	依 ^ニ 御心喪已滿 ^ニ 也	伊勢斎王奉迎使ヲ發遣ス	以下明日可 ^レ 被 ^レ 修 ^ニ 仁王会 ^ニ 之由上也
内裏木作始也	依 ^ニ 明日仁王会 ^ニ 也	依 ^ニ 仁王会 ^ニ 也	伊勢神宮ニ遣使シテ神宝・御裝束ヲ奉ル(遷宮・外宮)	奉 ^ニ 幣帛伊勢大神宮、告 ^ニ 斎主 ^(マ) ト定由 ^一
内裏木作始也	依 ^ニ 有 ^ニ 斎宮群行 ^ニ 也	依 ^ニ 斎宮群行 ^ニ 也	為 ^レ 攘 ^ニ 除 ^ニ 疱瘡 ^一	奉 ^ニ 幣帛伊勢大神宮、告 ^ニ 斎主 ^(マ) ト定由 ^一
内裏木作始也	依 ^ニ 内裏有 ^ニ 死穢 ^ニ 也	去月奉幣伊勢使坂京之間、於 ^ニ 途中 ^ニ 触 ^レ 穢之故也	死穢触來	奉 ^ニ 幣帛伊勢大神宮、告 ^ニ 斎主 ^(マ) ト定由 ^一

紀 西

紀 中

〃〃〃〃〃〃宮〃〃〃〃右〃〃〃〃

略記

略記

(163) (162) (161) (160) (159) (158) (157) (156) (155) (154) (153) (152) (151) (150) (149) (148) (147) (146) (145) (144) (143) (142)

天	延	天	祿	安	和	康	保	應	和
二	二	三	元	元	元	元	元	元	元
八	六	十	九	九	六	三	四	八	七
癸	卯	丁	戌	申	庚	辰	丙	辰	庚
卯	子	卯	戌	申	辰	巳	巳	子	酉

依レ可レ有ニ仁王会ニ出
以ニ明日可レ発ニ遣伊
依ニ内裏穢氣ニ也

依レ穢
依レ穢(『紀略』八)
依レ可レ有ニ仁王会ニ也
皇后崩後、天皇御ニ
以ニ明日可レ遣ニ豊受
依ニ去月廿七日兵庫
依ニ先帝御穢中ニ也
斎宮帰京使ヲ発遣ニ
依ニ諒闇ニ也
依ニ斎宮斎院卜定ニ也
依ニ大嘗会ニ也
依ニ謀反流罪事ニ也
依ニ大奉幣ニ也
(依ニ内裏穢ニ)
依ニ大嘗会ニ也
依ニ明日大神宝ニ也
自ニ去七日、左衛門

依レ可レ有ニ仁王会一也
以ニ明日可レ発ニ遣伊勢大神宮御装束神宝使一也
依ニ内裏穢氣一也

依レ穢（『紀略』ハ「八省院東廊大祓」トス）
依レ可レ有ニ仁王会一也

皇后崩後、天皇御心喪滿三箇月、仍被レ行レ之
以明日可レ遣ニ豊受宮遷宮神宝使一也

依ニ去月廿七日兵庫焼亡一也

依ニ先帝御穢中一也

斎宮歸京使ヲ発遣ス

依ニ諒闇一也

依ニ斎宮斎院ト定一也

依ニ大嘗会一也

依ニ謀反流罪事一也

依ニ大奉幣一也
(依ニ内裏穢)

依ニ大嘗会一也

依ニ明日大神宝一也

自ニ去七日、左衛門督家有ニ犬死穢、延及ニ内裏

紀記 紀略、親信卿
略 紹世 紹西 紹記 紹西

188 **187** **186** **185** **184** **183** **182** **181** **180** **179** **178** **177** **176** **175** **174** **173** **172** **171** **170** **169** **168** **167** **166** **165** **164**

元元二二元元二二元元五四二元二元元元三三三三二
十二五九七十九八十一九九四四六六二三十五己丑壬申庚申
壬辰己巳丁卯庚午庚子辛未己未辛亥壬戌甲午甲申丙子戊午壬戌癸亥壬子
十二七庚辰乙丑丁丑

建禮門	朱雀門	建庭禮門前
八省院東廊	建禮門	建禮門
建禮門	建禮門	建禮門
建禮門	建禮門	建禮門
建禮門	建禮門	建禮門
八省院東廊	八省院東廊	八省院東廊
八省院	八省院	八省院
建禮門	建禮門	建禮門
八省院東廊	八省院東廊	八省院東廊
八省院	八省院	八省院
建禮門	建禮門	建禮門
朱雀門	朱雀門	朱雀門
朱雀門	朱雀門	朱雀門
建禮門	建禮門	建禮門
建禮門	建禮門	建禮門
建禮門	建禮門	建禮門
八省廊	八省廊	八省廊

(依ニ伊勢斎王卒去、奉ニ幣帛於太神宮ニ也)
依レトヨ定伊勢斎王ニ也
(内裏有ニ微穢)
依レ可レ有ニ仁王会ニ也
本宮被レ申ニ不具之由ニ
桂芳坊犬死穢
依ニ仁王会ニ也
依ニ去十一日内裏火事ニ也
(仁王会ニ依ル)
依ニ仁王会ニ也
依ニ内裏穢ニ
(内裏) 犬死穢之故也
依レ可レ有ニ(内裏) 造當ニ也
奉レ遣ニ伊勢大神宮(外宮) 廿年一度御遷宮神宝ニ
(奉ニ幣帛於伊勢大神宮、告來十月十日可ニ即位ニ之由ニ)
(伊勢神宮ニ遣使シテ、斎王ト定ノ由ヲ告グ)
依レ可レ有ニ大嘗会ニ也
依ニ大嘗会ニ也
依ニ大嘗会ニ也
依ニ明日奉幣(伊勢・石清水・賀茂社ニ即位ヲ告グ)ニ也
(大奉幣使ヲ発遣ス)

親 親 紀 紀 略、
信 信 略、
卿 卿 略、
記 記 略、
小 右 記
略

正曆 永祚

元二
元六
元八
元十二
元九
元辛丑
元丁丑
元癸酉

建礼門
八省院
朱雀門

八省院
八省院東廊
朱雀門

八省院東廊
八省院

十一月廿三日、大原野祭ニオケル鬪乱ニ依リ死者ガ生ズ
今日御心喪
依太政大臣薨一
為可行仁王会也

依諒闇了也

依仁王会也

依天麥并炮瘡也

紫宸殿、建礼

門、朱雀門

依仁王会也

俄以去四日、有前大和守藤原朝臣宅傷胎穢之由云々、其穢

已内裏遍滿

為消疾疫之難一

八省院廊
南殿、建礼門、

朱雀門

八省院東廊
八省院

是京中疫癘猶未停、仍以來廿七日依下可被立伊勢并諸社
奉幣使之故也

依仁王会也

依仁王会也

(仁王会ニ依ル)
為除疫也

朱雀等門前
紫宸殿、建礼、
八省東廊

建礼門

八省東廊

朱雀等門前

伏見宮御記録

208 207 206 205 204

203

202 201

200 199

198 197 196 195 194 193 192 191 190 189

長徳

四二元五
七三六二五
辛酉甲辰丁亥癸未

五五
四二
四丙午

四五
八庚辰
辛卯

三四
三壬辰
丙子

三二
二戊子
丙子

元十二乙卯
元九辛丑
元辛丑

元八癸酉
元九辛丑
元丁丑

元二乙巳
元六癸酉
元二乙巳

紀世 紀略、西宮記

紀世 紀略、小右記
紀略、西宮記

(210) (209)

長保 元・九・庚寅

八省院東廊

依内裏穢也
依内裏作事也

紀

略

(注) 事由欄の()は推定によるもの。また、出典の史料の略号と引用は以下の通り。続日本後紀・略記(扶桑略記)は新訂増補国史大系本、西宮記は新訂増補故実叢書本、貞公記(貞信公記)は大日本古記録本、樗蘿抄は群書類從本による(上記以外の史料については本文注参照)。